

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る面談
2. 日時：令和2年5月22日（金）15時30分～16時25分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、市森係員  
検査グループ 専門検査部門  
宮崎上席原子力専門検査官（テレビ会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る補正申請について、資料に基づき以下の説明があった。

### ➤ 補正申請概要

- ✓ 3号機タービン建屋サービスエリアの最地下階の床面が露出した状態を維持するために滞留水移送装置の移送ポンプを設置するストームドレンサンプピット内に、昨年12月に隣接箇所の工事で使用していたモルタルが流入し当該ピットの容量が小さくなった。これに伴い、移送ポンプからの戻り水により当該ピットの水位が上昇し移送ポンプの起動頻度が著しく増加する可能性があることから、戻り水の量を減らしてポンプの起動頻度を下げするため、当該エリアのサンプ間移送ラインに逆止弁を追加する。
- ✓ 設置する建屋の床面露出後に使用前検査を実施する予定である滞留水移送装置の系統について、汚染水を増加させることなく性能検査を実施するために、検査方法を見直す。

### ➤ 逆止弁の追加について

- ✓ ポンプの起動頻度が高くなると、ポンプの負荷が増加し疲労・劣化が促進されることから、逆止弁を追加することにより、その影響の低減を図ることができる。
- ✓ 逆止弁は、弁体が自重で弁座と密着してシールすることにより逆流を止める機能を有するものであり、戻り水の量をほぼなくすることができる。また、今回追加する逆止弁は、既設の滞留水移送装置で使用されているものと同仕様である。
- ✓ 逆止弁を追加する移送ラインは未設置であるため、撤去工事による新たな廃棄物は発生しない。また、追加工事の作業量は軽微なものであるため、総被ばく線量（計画線量）には変更がない。
- ✓ 当該エリアの床面に流入したモルタルが、滞留水をストームドレンサンプへ導く排水溝を埋めてしまったが、モルタルの一部を削って新たに水道を構築することにより、再び滞留水を当該サンプに導くことができるようになる。

### ➤ 性能検査の確認方法の見直しについて

- ✓ プロセス主建屋まで流量  $12\text{ m}^3/\text{h}$  で移送できることの確認方法  
工場試験記録により流量  $12\text{ m}^3/\text{h}$  におけるポンプの全揚程が圧力損失の合計（実揚程＋配管抵抗の計算値）を超えていることを確認する。
  - ✓ プロセス主建屋まで通水できることの確認方法  
据付検査記録により各ポンプからプロセス主建屋まで配管が導かれていることを確認するとともに、配管接続前に実施している配管内部確認記録によりプロセス主建屋まで通水できることを確認する。
- スケジュール

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

## 6. その他

資料：

- 1～4号機滞留水移送装置の一部変更に伴う実施計画の変更について